

仕 様 書

1 業務名

玖谷埋立地の安定化確認調査に係る計画立案その他業務

2 業務目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により、玖谷埋立地の廃止に向けて、ガス抜き管から発生するガス等の現地調査の実施及び浸出水水質測定結果等の状況から安定化の程度を把握し、今後の調査計画の立案等を行う。

3 業務場所

玖谷埋立地 安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地
詳細は、別図1, 2のとおり。

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 対象施設

玖谷埋立地（施設の概要は、以下のとおり。）

一般廃棄物処理施設の設置場所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地
一般廃棄物処理施設の種類	最終処分場
埋立する一般廃棄物の種類	不燃ごみ、焼却灰、その他
総面積	約53ha
埋立地面積	約14.6ha
全体容量	約350万m ³
浸出水の処理方法	下水道放流
調整池容量	16,700m ³
埋立期間	平成2年4月～令和7年3月
埋立工法	サンドイッチ工法

6 業務内容

本業務は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）（以下「省令」という。）、「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法 改訂版（2025年3月）」及び発注者が提供する次の資料を参考に業務を実施すること。

- (1) 一般廃棄物処理施設最終処分場設置届出書
- (2) 玖谷埋立地最終覆土整備測量及び実施設計その他業務報告書（中間報告）
- (3) 玖谷埋立地維持管理状況（水質、悪臭等）（過去10年～最新のもの）

7 業務手順

(1) 現地踏査

以下の現地踏査を行い、安定化調査・立案のための各設備の設置状況を確認する。

ア 浸出水調整池の状況

イ 観測井 No. 1、No. 2 の状況

ウ 雨水調整池等の雨水排水状況

エ ガス抜き管の設置状況

(ア) ガス抜き管の位置の把握

(イ) ガス抜き管の径、形状の把握（測定機器の選定のため）

(ウ) 発生ガス・地中温度調査可能地点・深度の把握

(2) 維持管理状況の整理

これまでに実施した浸出水、観測井戸、悪臭等の維持管理状況（過去10年～最新のもの）を整理し、埋立地廃止に向けた調査計画立案の参考とすること。

(3) ガス調査等の実施

玖谷埋立地のガス抜き管から発生しているガスの調査及びガス抜き管と埋立地の影響を受けない地点（No. 1 観測井）の温度調査、地下水位調査を下表のとおり行うこと。なお、調査方法、調査地点、調査日等は、発注者と協議し、承諾を得てから実施すること。

区分	調査項目	地点	回数
ガス調査	○発生ガス6項目	4地点 (ガス抜き管4地点)	1回
	メタン		
	二酸化炭素		
	硫化水素		
	アンモニア		
	酸素		
	窒素		
	○その他の項目2項目		
流量			
圧力			
大気圧（簡易測定）			
温度調査	○温度 (地表より鉛直方向に1~2メートル間隔で、深さ30m程度まで調査する。)	5地点 (ガス抜き管4地点、 No. 1 観測井1地点)	1回
地下水位調査	○水位（手動式水位計による調査）	1地点 (No. 1 観測井)	1回

(4) 調査計画の立案等

維持管理状況、現地調査結果及び省令等を基に、玖谷埋立地の廃止に向けた調査計画を立案すること。なお、計画には廃止に至るまでの課題、調査項目、調査場所その他必要な項目を整理するとともに、廃止までのスケジュールを立案すること。

8 現場責任者

受注者は契約締結後、広島市委託契約約款第8条に基づき選任した現場責任者の氏名をすみやかに発注者に対し報告するものとする。現場責任者に変更があったときも同様とする。

9 業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、業務の進捗状況に応じて適宜発注者に中間報告を行うこと。また、発注者が指示した場合や受注者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任を持って円滑な業務遂行を行うこと。
- (2) 現地調査を実施する場合は、事前に発注者と協議し、調査の結果については、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 委託業務実施計画書は、契約後、速やかに提出して、発注者の承諾を受けなければならない。
- (4) 業務報告書は、業務終了後、速やかに提出して、発注者の確認を受けること。

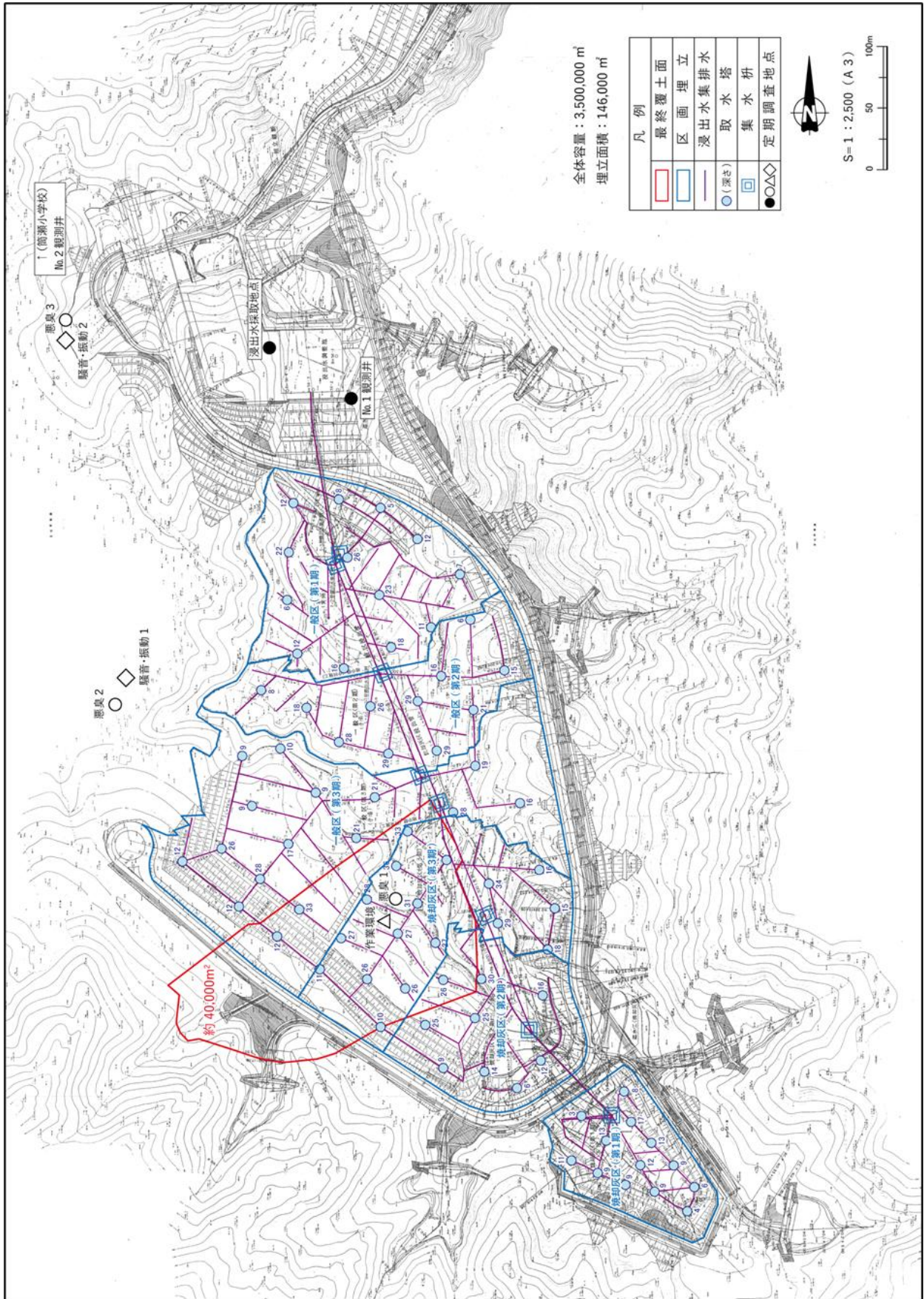
10 成果物

受注者は、成果物として以下のとおり提出すること。

- (1) 業務報告書（A4版：ファイル綴じ） 1部
- (2) 上記の電子データ（CD） 1枚

11 その他

- (1) 業務に必要なとなる機械器具、電源、水道等は、受注者が費用を負担する。
- (2) 業務に必要なとなる諸手続き及び文献等の資料収集は、原則として受注者の責任で行うものとする。
- (3) この仕様書に疑義があるときには、または定めのない事項については、発注者・受注者で協議して定める。
- (4) 業務の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、次の温暖化防止の取組に努めること。
 - ア 電気、石油等エネルギー及び水道の使用に当たっては、節減（省エネ）する。
 - イ 使用する資材、機械器具の選定に当たっては、省エネ商品やエコ商品を選択する。
 - ウ 廃棄物（ゴミ）の排出に当たっては、減量化、リサイクルを行う。
 - エ 自動車を使用する場合には、エコドライブを行う。



別図1 玖谷埋立地全体図 (拡張前)



別図2 玖谷埋立地全体図（拡張後）